

昭和四十八年政令第三百七十四号

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令
内閣は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第三条第一項、第五号、第八条第一項から第三項まで、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第一項、第十二条及び第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項に規定する政令で定める災害は、一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内において生じた住居の被害が内閣総理大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めるものとする。

2 前項の規定により内閣総理大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助(以下「救助」という。)を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるものであってはならない。

第一条の二 法第三条第三項に規定する政令で定める額は、死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては五百万円とし、その他の場合にあつては二百五十万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(法第五条に規定する政令で定める場合)
第二条 法第五条に規定する政令で定める場合は、当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で内閣総理大臣が定めるものが支給される場合とする。

(法第八条第二項に規定する政令で定める額)
第二条の二 法第八条第二項に規定する政令で定める額は、障害者が当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては二百五十万円とし、その他の場合にあつては百二十五万円とする。

(準用)
第二条の三 第二条の規定は、災害障害見舞金の支給の制限について準用する。この場合において、同条中「法第五条」とあるのは「法第九条

において準用する法第五条」と、「当該死亡」とあるのは「当該障害」と読み替えるものとする。

第三条 法第十条第一項に規定する政令で定める災害は、当該市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で救助が行われたものとする。

(法第十条第一項に規定する政令で定める災害)
第四条 法第十条第一項の規定による所得の算定は、当該被害を受けた年の前年の所得(当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあつては、前年の所得)について行うものとし、その額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。)に係る同法第三百三十三条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項)において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項)において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税等の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の第二項に規定する条約適用利子等の額並びに同法第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

(法第十条第一項に規定する政令で定める額)
第五条 法第十条第一項に規定する政令で定める額は、同一の世帯に属する者が一人であるときは二百二十万円、二人であるときは四百三十万円、三人であるときは六百二十万円、四人であるときは七百三十万円、五人以上であるときは七百三十万円にその世帯に属する者のうち四人

を除いた者一人につき三十万円を加算した額とする。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあつては、千二百七十万円とする。

(法第十条第一項第二号に規定する政令で定める損害)
第六条 法第十条第一項第二号に規定する政令で定める相当程度の住居又は家財の損害は、被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね三分の一以上である損害とする。

(災害援護資金の限度額及び償還方法)
第七条 法第十条第二項に規定する限度額は、三百五十万円とする。ただし、内閣総理大臣が被害の種類及び程度を勘案して定める場合は、二百七十万円、二百五十万円、百七十万円又は百五十万円とする。

2 法第十条第三項に規定する償還期間は、十年とし、同項に規定する据置期間は、そのうち三年(内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあつては、五年)とする。

3 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

4 前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(一時償還)
第八条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠つたときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(連約金)
第九条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき、年五パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した連約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(都道府県の貸付金の償還期間)
第十条 法第十一条第二項に規定する償還期間は、十一年とする。

(国の貸付金の償還期間)
第十一条 法第十二条第二項に規定する償還期間は、十二年(指定都市に対する貸付金にあつては、十一年)とする。

(償還金の支払猶予)
第十二条 法第十三条第一項の政令で定めるやむを得ない理由は、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむを得ないと認める事情があることとする。

(法第十五条の規定による貸付金の償還方法)
第十三条 法第十五条の規定による貸付金の償還は、毎年度四月一日から九月三十日までの間に償還を受けた金額については、当該年度の三月三十一日までに、毎年度十月一日から三月三十一日までの間に償還を受けた金額については、翌年度の九月三十日までに、それぞれその期間ごとにとりまとめて行うものとする。

1 この政令は、法の施行の日(昭和四十九年一月一日)から施行する。

2 阪神・淡路大震災に係る法第十一条第一項の規定による府県の貸付金(次項第一号において「府県の貸付金」という。)に係る地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十一条の六第一項の規定の適用については、市町(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」という。)を除く。)が法第十三条第一項の規定により償還金の支払を猶予したときは、同令第七十一条の六第一項第五号に該当するものとみなす。

3 阪神・淡路大震災に係る法第十二条第一項の規定による国の貸付金に係る国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第二十四条第一項の規定の適用については、次に掲げる場合においては、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

一 府県が、市町(指定都市を除く。)に対し、地方自治法施行令第百七十一条の六第一項の規定により府県の貸付金の償還期限を延長したとき。
二 指定都市が法第十三条第一項の規定により償還金の支払を猶予したとき。

附則（昭和五〇年一月二三日政令第九号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年六月三日政令第一七二号）
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第四条及び第五条の規定は、昭和五十年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（昭和五三年七月三日政令第二七三号）
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和五十三年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（昭和五四年六月一九日政令第一八三号）
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和五十四年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（昭和五五年五月三〇日政令第一四五号）
この政令は、昭和五十五年六月一日から施行する。

1 この政令は、昭和五十五年六月一日から施行する。

2 昭和五十五年六月一日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則（昭和五六年四月一〇日政令第一二二号）
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は、昭和五十五年十二月十四日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第七条第一項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（昭和五六年六月一六日政令第二三二号）
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和五十六年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（昭和五七年五月三一日政令第一五六号）
この政令は、昭和五十七年六月一日から施行する。

1 この政令は、昭和五十七年六月一日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

2 昭和五十七年六月一日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則（昭和五七年八月一四日政令第二二三号）抄
この政令は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年八月十六日）から施行し、改正後の第二条の二及び第二条の三の規定は、同年七月十日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附則（昭和五八年七月一日政令第一四九号）
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和五十八年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（昭和五九年五月二九日政令第一六三号）
この政令は、昭和五十九年六月一日から施行する。

1 この政令は、昭和五十九年六月一日から施行する。

2 昭和五十九年六月一日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年六月七日政令第一六九号）
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和六十年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（昭和六一年六月一〇日政令第二〇五号）
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は、昭和六十一年六月一日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（昭和六一年十二月二六日政令第三八六号）
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第七条第一項の規定は、昭和六十一年七月十日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（昭和六二年五月二九日政令第一八一号）
この政令は、昭和六十二年六月一日から施行する。

1 この政令は、昭和六十二年六月一日から施行する。

2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則（昭和六三年五月三一日政令第一七四号）
この政令は、昭和六十三年六月一日から施行する。

1 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則（平成元年五月三一日政令第一六〇号）
この政令は、平成元年六月一日から施行する。

1 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則（平成三年五月二九日政令第一八七号）
この政令は、平成三年六月一日から施行する。

1 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則（平成三年九月二六日政令第三一一号）
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は平成三年六月三日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第二条の二の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第五条及び第七条第一項の規定は同年五月二十六日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（平成四年五月二九日政令第一八五号）
この政令は、平成四年六月一日から施行する。

1 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

2 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則（平成五年五月二八日政令第一七九号）
この政令は、平成五年六月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、平成六年四月一日から施行する。

1 この政令は、平成五年五月三十一日以前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

2 平成五年五月三十一日以前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 平成六年五月三十一日以前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則（平成六年五月二七日政令第一四四号）
この政令は、平成六年六月一日から施行する。

1 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則（平成七年三月三一日政令第一四二号）抄
この政令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第十七条の改正規定並びに附則第九条及び第十條の規定 平成九年四月一日

附則（平成七年五月二六日政令第二二四号）
この政令は、平成七年六月一日から施行する。

1 この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附則（平成八年三月三一日政令第八〇号）抄
（施行期日）
この政令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第七条の十四の三の改正規定、

「第六十六条の四第二十一項第三号又は第六十八
八条の八十八第二十二項第三号」とあるのは
「第六十六条の四第十七項第三号又は第六十八
八条の八十八第十八項第三号」とする。

2 施行日から平成二十九年三月三十一日までの
間における外国居住者等所得相互免除法施行令
第三十一条第一項（内国法人及び外国法人であ
る外国居住者等（改正法第八条の規定による改
正後の外国居住者等の所得に対する相互主義に
よる所得税等の非課税等に関する法律第二条第
三号に規定する外国居住者等）をいう。以下この
項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定
の適用については、外国居住者等所得相互免除
法施行令第三十一条第一項の表前条第一項第一
号の項中「第六十六条の四第二十一項第一号」
とあるのは「第六十六条の四第十七項第一号」
と、「第六十六条の四の三第十四項」とあるのは
「第六十六条の四の三第十一項」と、「第六十
七条の十八第十項」とあるのは「第六十七
条の十八第十項」と、「第六十八条の百七の二
第十項」とあるのは「第六十八条の百七の二
第十項」と、同表前条第一項第三号の項中「第
六十六條の四第二十一項第三号」とあるのは
「第六十六條の四第十七項第三号」と、「第六十
七條の四の三第十四項」とあるのは「第六十六
條の四の三第十一項」と、「第六十七條の十八
第十項」とあるのは「第六十七條の十八第十
項」と、「第六十八條の百七の二第十項」と
あるのは「第六十八條の百七の二第十項」と
し、施行日から同年十二月三十一日までの間に
おける同条第一項（居住者及び非居住者である
外国居住者等に係る部分に限る。）の規定の適
用については、同表前条第一項第一号の項中
「第四十條の三の三第十六項第一号」とあるの
は「第四十條の三の三第十六項第一号」と、「
第四十一條の十九の五第十三項」とあるのは
「第四十一條の十九の五第十三項」とする。

「第六十八條の八十八第十八項第一号（同法第
六十八條の百七の二第十項）」とする。

3 施行日から平成二十九年三月三十一日までの
間における外国居住者等所得相互免除法施行令
第三十二条第七項の規定の適用については、同
項第一号中「第六十六条の四第二十一項第一号
（同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十
七条の十八第十項）」とあるのは「第六十六
条の四第十七項第一号（同法第六十六条の四の三
第十一項及び第六十七條の十八第十項）」と、
「第六十八條の八十八第二十二項第一号（同法
第六十八條の百七の二第十項）」とあるのは

「第六十八條の八十八第十八項第一号（同法第
六十八條の百七の二第十項）」とする。

2 新所得税法施行令第二百二十二條の二第四
項（第四号に係る部分に限る。）、第二百二十五
條の二第二項及び第二百九十二條の九第二項（第
二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日の
属する年の翌年（施行日が平成二十九年一月一
日である場合には、同年。以下この項において
「適用開始年」という。）分以後の所得税につ
いて適用し、適用開始年分前の所得税につ
いては、なお従前の例による。

「第六十八條の八十八第十八項第一号（同法第
六十八條の百七の二第十項）」とする。

4 法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置
（法人税法施行令の一部改正後の法人税法施
行令（次項において「新法人税法施行令」とい
う。）第四百四十二條の二第七項（第二号に係
る部分に限る。）及び第八項（第五号に係る部
分に限る。）、第四百四十五條の二第二項、第百五
十五條の二十七第六項（第五号に係る部分に限
る。）、第百九十五條第五項（第二号に係る部
分に限る。）並びに第二百三十三條の規定は、法
人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない
社団等を含む。以下この項において同じ。）の
適用開始日以後に開始する事業年度の所得に対
する法人税及び連結法人の適用開始日以後に開
始する連結事業年度の連結所得に対する法人税
について適用し、法人の適用開始日以前に開始
した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人
の適用開始日以前に開始した連結事業年度の連
結所得に対する法人税については、なお従前の例
による。

「第六十八條の八十八第十八項第一号（同法第
六十八條の百七の二第十項）」とする。

2 新法人税法施行令第二百一十一條の規定は、適
用開始日以後に改正法第二条の規定による改正
後の法人税法第百四十九條第一項又は第二項に
規定する届出書を提出することとなる場合に
いて適用し、適用開始日以前に改正法第二条の規

定による改正前の法人税法第百四十九條第一
項又は第二項に規定する届出書を提出すること
となった場合については、なお従前の例による。

（国税通則法施行令の一部改正）

第五條 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第
百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五條第二号中「申告納税等」（の下に「外
国居住者等の所得に対する相互主義による所得
税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律
第百四十四号）第七條第七項（事業から生ずる所得
に対する所得税又は法人税の非課税等）（同法第
十一条第六項（国際運輸業に係る所得に対する所
得税又は法人税の非課税）、第十五條第十二
項（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の
特例等）又は第十九條第六項（資産の譲渡により
生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税）
において準用する場合を含む。）又は」を、「該
する給与若しくは報酬又は」の下に「外国居住者
等の所得に対する相互主義による所得税等の非課
税等に関する法律第七條第七項に規定する第三
国団体対象事業所得、同法第十一條第六項に規定す
る第三国団体対象国際運輸業所得、同法第十五
條第十二項に規定する第三国団体対象配当若しく
は同法第十九條第六項に規定する第三国団体対象
譲渡所得若しくは」を、「その給与若しくは報酬
又は」の下に「第三国団体対象事業所得、第三
国団体対象国際運輸業所得、第三国団体対象配当
若しくは第三国団体対象譲渡所得若しくは」を加
える。

第六條 内国税の適正な課税の確保を図るための
送金等に係る調査の提出等に関する法律施行令
の一部改正）

第六條 内国税の適正な課税の確保を図るための
国外送金等に係る調査の提出等に関する法律施
行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を
次のように改正する。

第十二條の二第五項中第十五号を第二十一号と
し、第十号から第十四号までを六号ずつ繰り下
げ、第九号の次に次の六号を加える。

十 外国居住者等の所得に対する相互主義に
よる所得税等の非課税等に関する法律（昭
和三十七年法律第百四十四号）第七條第八
項後段（同法第十一條第七項又は第十五條
第十三項において準用する場合を含む。）
の規定 同法第七條第八項（同法第十一
條第七項又は第十五條第十三項において準用
する場合を含む。）に規定する申告不要第

三國団体対象配当等に係る利子所得の金額
又は配当所得の金額

十一 外国居住者等の所得に対する相互主義
による所得税等の非課税等に関する法律第
七條第十項後段（同法第十一條第八項又は
第十五條第十四項において準用する場合を
含む。）の規定 同法第七條第十項（同法
第十一條第八項又は第十五條第十四項にお
いて準用する場合を含む。）に規定する特
定対象利子に係る利子所得の金額

十二 外国居住者等の所得に対する相互主義
による所得税等の非課税等に関する法律第
七條第十二項後段（同法第十一條第九項又
は第十五條第十五項において準用する場合
を含む。）の規定 同法第七條第十二項
（同法第十一條第九項又は第十五條第十五
項において準用する場合を含む。）に規定
する特定対象収益分配に係る配当所得の
金額

十三 外国居住者等の所得に対する相互主義
による所得税等の非課税等に関する法律第
七條第十四項後段（同法第十一條第十項又
は第十五條第十六項において準用する場合
を含む。）の規定 同法第七條第十四項
（同法第十一條第十項又は第十五條第十六
項において準用する場合を含む。）に規定
する申告不要特定対象配当等に係る利子所
得の金額又は配当所得の金額

十四 外国居住者等の所得に対する相互主義
による所得税等の非課税等に関する法律第
七條第十六項後段（同法第十一條第十一項
又は第十五條第十七項において準用する場
合を含む。）の規定 同法第七條第十六項
（同法第十一條第十一項又は第十五條第十
七項において準用する場合を含む。）に規
定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の
金額

十五 外国居住者等の所得に対する相互主義
による所得税等の非課税等に関する法律第
七條第十八項後段（同法第十一條第十二項
又は第十五條第十八項において準用する場
合を含む。）の規定 同法第七條第十八項
（同法第十一條第十二項又は第十五條第十
八項において準用する場合を含む。）に規
定する特定対象給付補填金等に係る雑所得
等の金額

(健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部改正)

第七條 次に掲げる政令の規定中「すべて」を「全て」に改め、「附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の下に、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八條第二項(同法第十二條第五項及び第十六條第二項)において準用する場合を含む。」に規定する特例適用利子等の額、同法第八條第四項(同法第十二條第六項及び第十六條第三項)において準用する場合を含む。」に規定する特例適用配当等の額を加える。

一 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十二條第三項第四号
二 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第九條第三項第四号
(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第八條 国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第十五号中「第二十六條の第十四項(二)の下に「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第二百二十七号)第十七條第六項及び」を加え、同条に次の一号を加える。
二十 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第二十條第二項(同法第二十五條において準用する場合を含む。)の規定による還付金又は同法第三十三條第一項に規定する特別過誤納金若しくは同條第二項に規定する延滞税過誤納相当額、不納付加算税過誤納相当額若しくは重加算税過誤納相当額

第九條 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七條の二第一項第一号中「附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の下に、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八條第二項(同法第十二條第五項及び第十六條

第二項において準用する場合を含む。第二十九條の七第五項第一号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第八條第四項(同法第十二條第六項及び第十六條第三項)において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額」を加える。
第二十九條の七第五項第一号中「附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の下に、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第二項に規定する特例適用利子等の額、同法第四項に規定する特例適用配当等の額」を加える。
(国民年金法施行令の一部改正)

第十條 国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第六條の二第一項中「先物取引に係る雑所得等の金額」の下に、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第八條第二項(外国居住者等所得相互免除法第十二條第五項及び第十六條第二項)において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第八條第四項(外国居住者等所得相互免除法第十二條第六項及び第十六條第三項)において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する特例適用配当等の額」を加える。
第六條の十一及び第十六條の十二第一項中「先物取引に係る雑所得等の金額」の下に、「外国居住者等所得相互免除法第八條第二項に規定する特例適用利子等の額、同法第四項に規定する特例適用配当等の額」を加える。
(児童扶養手当法施行令等の一部改正)

第十一條 次に掲げる政令の規定中「先物取引に係る雑所得等の金額」の下に、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八條第二項(同法第十二條第五項及び第十六條第二項)において準用する場合を含む。」に規定する特例適用利子等の額、同法第八條第四項(同法第十二條第六項及び第十六條第三項)において準用する場合を含む。」に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第十二條 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七條の二第一項第一号中「附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の下に、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八條第二項(同法第十二條第五項及び第十六條第二項)において準用する場合を含む。」に規定する特例適用利子等の額、同法第八條第四項(同法第十二條第六項及び第十六條第三項)において準用する場合を含む。」に規定する特例適用配当等の額」を加える。
一 児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)第四條第一項
二 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十三年政令第二百二十四号)第三十四條第二項

三 児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二百八十一号)第三條第一項
四 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和四十八年政令第三百七十四号)第四條
五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和五十年政令第二百七号)第五條第一項

六 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)第五十二條第一項の表第六條の二第一項の項
七 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令(平成十七年政令第五十六号)第四條第一項
(介護保険法施行令の一部改正)

第十二條 介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の二の二第五項第一号中「附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の下に、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八條第二項(同法第十二條第五項及び第十六條第二項)において準用する場合を含む。」に規定する特例適用利子等の額、同法第八條第四項(同法第十二條第六項及び第十六條第三項)において準用する場合を含む。」に規定する特例適用配当等の額」を加える。
(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)

第十三條 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号中「附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の下に、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八條第二項(同法第十二條第五項及び第十六條第二項)において準用する場合を含む。」に規定する特例適用利子等の額、同法第八條第四項(同法第十二條第六項及び第十六條第三項)において準用する場合を含む。」に規定する特例適用配当等の額」を加える。
第十八條第四項第一号中「附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の下に、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八條第二項(同法第十二條第五項及び第十六條第二項)において準用する場合を含む。」に規定する特例適用利子等の額、同法第八條第四項(同法第十二條第六項及び第十六條第三項)において準用する場合を含む。」に規定する特例適用配当等の額」を加える。

用後の金額」の下に、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第二項に規定する特例適用利子等の額、同法第四項に規定する特例適用配当等の額」を加える。
附則(平成三十一年一月三〇日政令第一六号)抄

六号)抄

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
(施行期日)

2 この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、この政令による改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第八條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同條第二項中「第十條」とあるのは、「第九條」とする。

3 この政令による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第九條の規定は、同條の規定による違約金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附則(令和元年七月一九日政令第六一号)抄
1 この政令は、令和元年八月一日から施行する。
(施行期日)

2 この政令の施行の際現に第一條の規定による改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第十條第一項の規定によりされている償還金の支払の猶予は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第十三條第一項の規定によりされた償還金の支払の猶予とみなす。

この政令の施行の際現に第一條の規定による改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第十條第一項の規定によりされている償還金の支払の猶予は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第十三條第一項の規定によりされた償還金の支払の猶予とみなす。